

第 1 4 9 号議案

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅改良助成条例（平成元年足立区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住宅を改良するもの」の次に「及び耐震対策を実施するもの」を加える。

第 2 条中第 7 号を削り、第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 木造住宅 居住の用に供する戸建ての木造建築物をいう。

第 2 条第 9 号中「構成する。建物並びに」を「構成する、建物並びに」に改め、同号を同条第 1 1 号とし、同条中第 8 号を第 1 0 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

（ 8 ） 耐震改修工事 住宅の耐震性能を高めるための工事をいう。

（ 9 ） 住宅非主要構造部耐震工事 住宅の主要構造部以外の耐震対策を実施するための工事をいう。

第 3 条各号列記以外の部分を次のように改める。

区長は、次の各号のいずれかに該当するものが、住宅の改良、耐震診断、耐震改修工事又は住宅非主要構造部耐震工事（以下「工事等」という。）を実施しようとする場合、その費用の一部を助成することができる。ただし、既にこの条例に基づく助成金の交付を受けたものが、同一の工事等を実施しようとする場合は、この限りでない。

第 3 条第 1 号エを削り、同条第 2 号中「管理組合で、規則で定める金融機関から住宅改良資金を借り入れていること」を「管理組合であるこ

と」に改め、同条第3号中「(第1号アからウまでの要件を備えたものに限る。)」を「、共同住宅の所有者」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 自己用住宅(木造住宅に限る。)の耐震改修工事をしようとする者(第1号に規定する要件を備えたものに限る。)であること。

(5) 自己用住宅の住宅非主要構造部耐震工事をしようとする者(第1号に規定する要件を備えたものに限る。)であって、そのものの属する世帯の構成が、規則で定めるものであること。

第4条の見出しを「(助成対象工事等の範囲)」に改め、同条中「工事及び耐震診断」を「改良、耐震診断、耐震改修工事及び住宅非主要構造部耐震工事」に改める。

第5条第1号中「住宅改良工事」を「改良」に、「金融機関から前条に規定する助成対象工事として借り入れた額」を「工事に要する費用の額」に改め、同条第2号中「に100分の50を乗じて得た額」を削り、同条に次の2号を加える。

(3) 耐震改修工事にあつては、工事に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額

(4) 住宅非主要構造部耐震工事にあつては、工事に要する費用の額

第7条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第9条第1項中「違約金(100円未満の場合を除く。)に納付」を「違約金(100円未満の場合を除く。)を納付」に改める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(提案理由)

助成要件を緩和するとともに、助成対象を拡大する必要があるため、この条例案を提出いたします。